

海の家音楽及び営業時間の試行的実施について

平成 27 年度逗子海水浴場海の家音楽及び営業時間については、次のとおり試行的に実施することとしました。

■ 試行的実施期間

平成 27 年 6 月 26 日(金)(海開き日)～7 月 31 日(金)

■ 試行的実施内容

< 音楽について >

- ① 海の家の中にスピーカーを設置し、出力をしばった重低音を発生させない機器を用いる条件でBGMを流すことを許可する。
- ② 海の家が実施する音楽イベントは一切禁止する。

< 営業時間について >

- ① 海を家の営業時間は、原則 18 時 30 分とする。
- ② ただし、観光協会を中心として実施するファミリービーチにふさわしい海水浴場活性化イベントが 18 時以降まで開催されることが見込まれる日については海を家の営業を 20 時まで許可する。

■ 試行的実施の検証・評価

- ① 平成 27 年 7 月下旬に逗子海水浴場近隣住民との意見交換会を行う。
- ② 平成 27 年 7 月下旬に予定する「逗子海水浴場の運営に関する検討会」で上記の意見を踏まえて検証・評価を行う。
- ③ 上記を経たうえで平成 27 年 8 月の海を家の音楽及び営業時間の方向性を決定する。